不利益処分の処分基準

部	課3	室等	名	保健福祉部 障害福祉課
不利益処分名				指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
根	拠	法	令	児童福祉法
根	拠	条	項	第24条の36
連	重 絡 先		先	(電話 621-5171)
如分基準	基		準	第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合に項第1号の指定を限りできる。 (4) 指定で取りできる。 (1) 指定定を取りできる。第24条の28第2項において準用する第21条の5の15等第2項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当する。第24条の28第2項において準用する第21条の5の15等第2項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当する。第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業事業者が、当該指定にのいて、できなくなの15年とき。 (3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定にのいて、できなくなの15年とき。 (4) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定にのいて、できなくなの15年とき。 (4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなの指定で定める指定障害児相談支援の事業の運営について、たとき。 (5) 障害児相談支援を対して適正な指定の請求に関して、の規定により報告ではがず、又は虚偽の籍求に関して、会により報告によりが表にの報告をして、第24年の地方では、第24年の地方では、第24年の地方では、第24年の世分は定により、第24年の地方では、第24年の地方では、第15年に
	参	考	事項	
	設定	≧等年	月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

処分基準	基準	児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11)指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

L